

第19回 関西JALAP法律事務職員セミナー

被相続人死亡にともなう財産管理

～ゴミ屋敷、空家トラブルなど・・・どう対応するか～

2月26日に関西JALAPセミナーを引き続きオンラインで行います。テーマは「被相続人死亡にともなう財産管理～ゴミ屋敷、空家トラブルなどに対応するか」です。

隣家でひとり暮らしだった方がなくなって長期にわたり空き家で倒壊しそうになっているが、どうしたらいいか。あるいは逆に、突然その家の相続人があなただと言って、何とかしてくれと言ってこられたが、どうしたらいいか。

また、弁護士が相続財産管理人として、そのような問題にあたっていることもあります。今回は、空き家問題を中心に、財産管理事案や、自治体との制度構築に取り組んでこられた大阪弁護士会の東尚吾先生に解説していただきます。

空家に限らず、被相続人死亡にともなう財産でこんなことがあった、あるいは困ったことがあったなど、皆さん経験されたことがあれば申込書に書いてください。具体的な事例にもとづいた解説もしていただきます。

講義終了後には質疑を行う予定です。

ぜひ、皆さんのご参加お待ちしております。



と き 2月26日(土) 13時半開会

(16時ころ終了予定)

講 師 弁護士 東(あずま)尚吾先生

(大阪・山口法律会計事務所)

参加費 1000円(JALAP会員は800円)

(別紙参加申込書に必要事項ご記入のうえ、2月10日までにお申込みください。お申込みいただいた方に参加費振込口座をお知らせしますのでご送金ください。振込み確認のうえ、セミナー参加のメールをお送りします。恐れ入りますが振込手数料はご負担願います)

問合せ先：06-6857-3900 橋本

JALAPとは？

日本弁護士補助職協会の略称です。2013年に日弁連能力認定試験合格者を中心に有志の弁護士と共同で、事務職員がさらに能力を伸ばし、充実した仕事ができるようサポートすることを目標に発足した法律事務員の全国組織です。

今回の企画も、その目的の一環です。

日弁連能力認定試験合格者で、まだJALAP会員登録をしておられない方は、この機会にぜひ会員登録してください。

会員登録は、下記ホームページからダウンロードしてください。

<http://jalap.jp>